

国際戦略総合特別区域の指定申請について (概要)

1. 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区 (略称「HFC国際戦略総合特区」)

2. 総合特別区域について

(1) 区域

① 指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲:

札幌市、江別市、函館市、帯広市・十勝 (音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町) の各区域

iii) 区域設定の根拠

東アジアにおける「食」の研究開発・輸出拠点を我が国に形成するため、大学や試験研究・産業支援機関などが集積し、全国的にも先駆的な取り組みを実施している「札幌・江別(加工食品)」～「函館(水産品)」～「帯広・十勝(農産品)」の3地域を設定し、産学官連携と3地域連携の相乗効果を発揮する。また、その成果を北海道全体ひいては日本全体に波及させ、新たな付加価値向上の実現を図る。

(2) 目標及び政策課題等

② 指定申請に係る区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

i) 総合特区により実現を図る目標

ア) 定性的な目標

「北海道」を、EU・北米経済圏と同規模の成長が見込まれる東アジアにおいて、オランダのフードバレーに匹敵する食の研究開発・輸出拠点とする。

【参考】 東アジアの食品市場は 2009年 82兆円から 2016年 175兆円に拡大する。国土面積が北海道の半分のオランダは、フードバレーに研究開発拠点を形成し、世界第2位の食品輸出国となっている。なお、韓国においても東アジア市場をターゲットにした、フードポリス構想を推進中。

イ) 評価指標及び数値目標

〔評価指標〕: 特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額等

〔数値目標〕: 1,300億円 [2010年に対する5年間(2012年～2016年まで)の売上増加額累計]

ウ) 数値目標の設定の考え方

将来的に北海道の食品移輸出額2兆円をオランダ並みの7兆円に引き上げるための中間目標として設定。

ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア) 政策課題と対象とする政策分野

〔政策課題〕: 食の安全性と付加価値を向上し、市場ニーズにマッチした商品供給により、国際競争力を強化し海外需要・国内需要を獲得することが必要。

〔政策分野〕: q) 農水産業、食品産業 [j) 研究開発拠点の形成]

イ) 解決策

北海道の優位性のある農水産物の安全性・品質をさらに高める生産体制を強化し、国内外の市場ニーズ等に対応した商品開発および供給体制の確立を図り、食の生産拡大と高付加価値化を実現する。具体的には特区事業の推進により、研究開発を基盤とした“需要創造につながる食のバリューチェーン”を実現することによって解決を図る。バリューチェーンの実現においては、下記の3点が重要な視点である。

(1) 食の安全性・有用性に係る評価体制と製品化支援機能を核とする研究開発拠点の形成と企業集積

(2) 海外市場調査や販売チャネルの開拓などの輸出拡大に向けた体制の強化

(3) 3地域における1次・2次・3次の全ての産業間ならびに地域間の連携と協働の推進

iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

・北海道は、全国の4分の1を占める農地を有し、主業農家が大規模経営(全国平均の15倍)を行っており、水産業は、全国の漁獲量の28%を占めている。我が国の食料供給基地である北海道は、政策課題の解決が唯一可能な潜在力のある地域である。

・地域の農水産物を活用した地元食品加工企業並びに国内大手企業の食品加工工場など、国内有数の食品関連産業が集積しており、企業等の特区事業への参画が期待できる。

・食の総合産業の確立のため、平成22年4月に、産学官に金融機関を加えたオール北海道の推進母体として、「食クラスター連携協議体」を設立し(平成23年8月末現在、1,121機関が参加)、高付加価値化や販路拡大などの取り組みを推進。本特区の取組は、国際競争力の強化を目指す食クラスター活動の地域連携モデルとなるものである。

- ・申請3地域は、我が国で先駆的に食の知的クラスター形成活動をそれぞれ展開した(文部科学省事業)。これにより食分野の産業支援機関と北海道大学や帯広畜産大学など研究機関との連携が強化されている。さらに、産業分野横断的な支援を強化すべく、農業試験場・食品加工研究センター・水産試験場など22の道立試験研究機関を統合した(地独)道立総合研究機構を設立しており、研究開発拠点の可能性を有している。
- ・観光客意向調査などによると、北海道の人気は非常に高く、その「食」に対する期待も大きいことから、北海道が食の輸出拠点として「北海道ブランド」の推進を図ることにより、日本全体の食のブランド力向上につながる。

(3) 事業

③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

i) 行おうとする主な事業の内容

ア) 《 HFCプロジェクトマネジメント事業 》 実施主体:北海道経済連合会
 特区プロジェクト全体の方針策定、目標設定、運営管理、実績評価、改善計画策定等のPDCA マネジメント及び3地域間の相乗効果発揮のための連携コーディネートを担う。

イ) 《 研究開発拠点の拡充とネットワーク強化事業 》

食の付加価値向上のための優位性のある加工技術の開発、有用性・安全性の研究を核に、国際的な研究開発拠点を形成し企業を集積することによって、国内食品企業の国際競争力を強化する。目指す方向性としては、食の有用性・機能性に係る国内表示制度改革、ひいてはその国際標準をこの地域で先導する。具体的には、以下の機能を3地域連携して整備する。

〈 食品安全性・有用性研究評価センター機能 〉 実施主体:北海道科学技術総合振興センター
 ネットワーク型連携により、安全性及び有用性評価研究、臨床を含む各種試験の実施と解析や、各国の基準に対する評価等の一貫受託サービスが可能な総合プラットフォームを構築する。

〈 食品試作・実証センター機能 〉 実施主体:HFCマネジメント組織
 新たな高付加価値製品の開発に必要な試作・実証機器の整備を図り、中小企業が主体となっている食品加工企業を支援する総合プラットフォームの構築を行う。

〈 密閉型実証研究植物工場 〉 実施主体:北海道科学技術総合振興センター
 人工環境下の水耕栽培技術を活用したジャガイモや漢方薬植物等の品種改良、および植物由来のワクチン等、実証・実用化研究を実施し、生産者や研究機関への技術の橋渡しにより、商品化・事業化を図る。

〈 国際水産・海洋総合研究センター 〉 実施主体:函館市
 大型研究調査船が寄港可能な岸壁を備えた研究センターを整備し、海洋環境予測技術、ニュートリゲノミクス解析技術、生物種・産地鑑定技術などの水産・海洋に関するキーテクノロジーを研究する、国際的な水産海洋に関する学術研究拠点を形成する。

〈 食・農・医連携研究センター 〉 実施主体:帯広市、帯広畜産大学、企業等
 農業関連の研究機関、食品関連企業、行政機関などが連携・協力し、研究開発などの機能をもつ施設を整備し、3地域間の連携のもと、農畜産物及び加工副産物に含有された有効成分の探索、試作・実証、効率・安定的な生産技術の研究を進める。

ウ) 《 支援基盤の整備 》

国際競争力を強化するために、企業向け研究の場を提供し企業集積を促進する。また、専門人材の育成、輸出支援機能の強化及び金融支援制度による投資の促進を図る。

〈 食関連の研究・教育支援基盤の整備 〉 実施主体:北海道科学技術総合振興センター
 国内外の食関連企業の研究者を受け入れる貸研究施設を整備して研究集積を促進するとともに、食品開発に関するプロジェクトマネージャーを育成するため、食のビジネススクール(専門職大学院)の創設を目指す。

〈 輸出支援ネットワーク化事業 〉 実施主体:貿易支援機関
 3地域における貿易支援機能の連携強化を図り、海外市場マーケティングや輸出支援のチャンネルを増やし、「食」の海外販路拡大を図る。

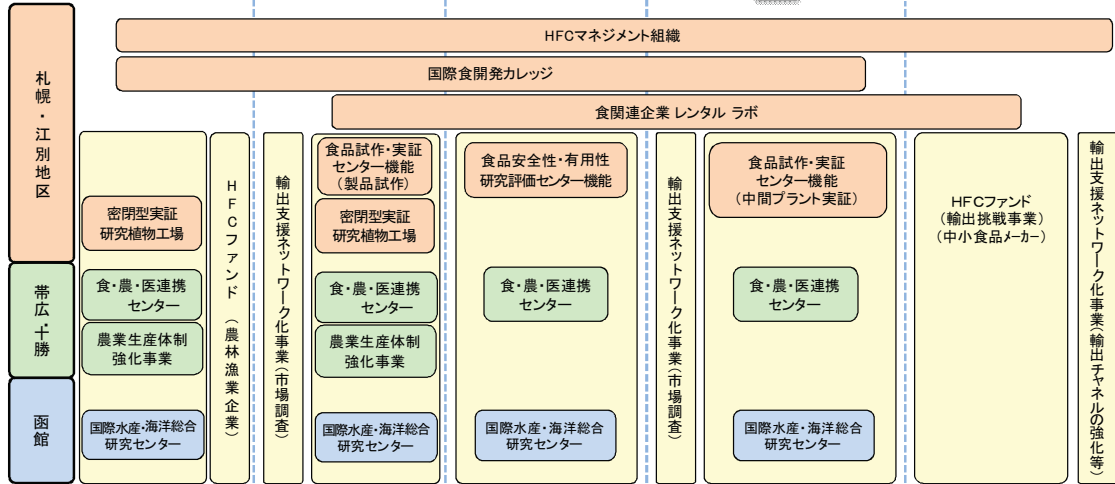
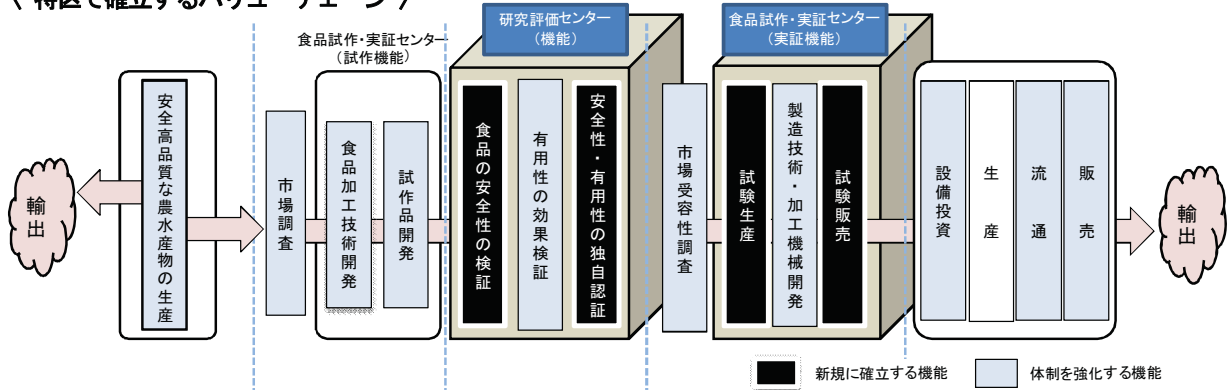
〈 HFCファンドの創設 〉 実施主体:投資事業有限責任組合
 ファンドを創設し、農林漁業企業や海外市場向け新製品の開発販売に取り組む企業、食品試作・実証センター機能を支援する企業に対して、総合的な金融支援を実施する。

エ) 《 農業生産体制強化事業 》

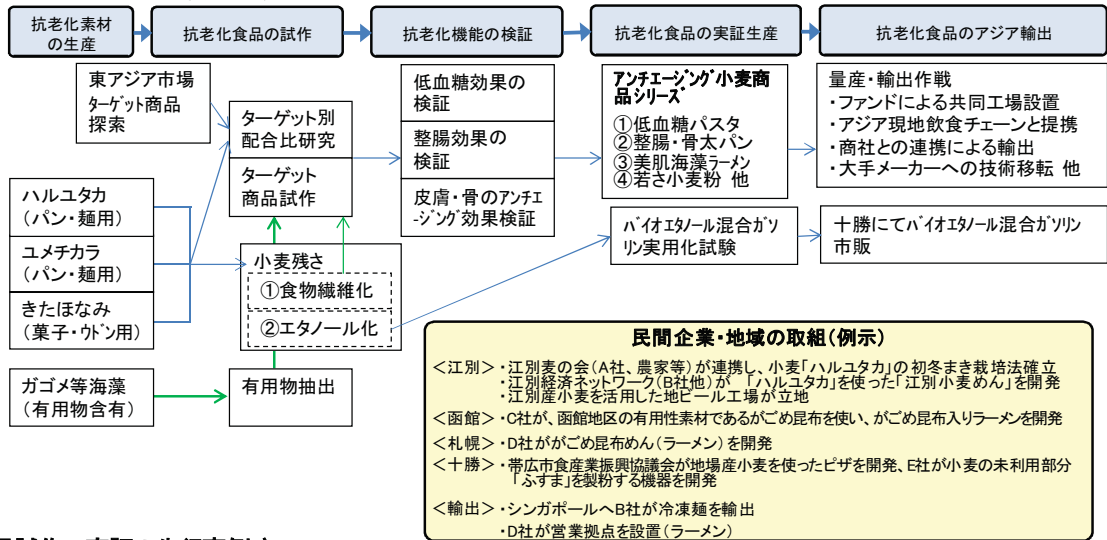
畑作農家と畜産農家の連携(耕畜連携)の促進や先駆的技術の活用により、安全で高品質な農畜産物を安定的に供給する生産体制を確立するとともに、農業由来の未利用バイオマスの有効活用による農業経営の安定化をすすめ、ヨーロッパの農業国にも匹敵する大規模農業地域において農業の国際競争力の強化を図る。

このための事業として、〈 安全で高品質な農畜産物の生産 〉 〈 農業生産技術の高度化 〉 〈 農業廃棄物等を活用したバイオガスの高効率化 〉 〈 余剰農産物等を有効活用したバイオエタノールの高度化利用 〉 〈 バイオディーゼル燃料の高度化利用の促進 〉 を実施する。

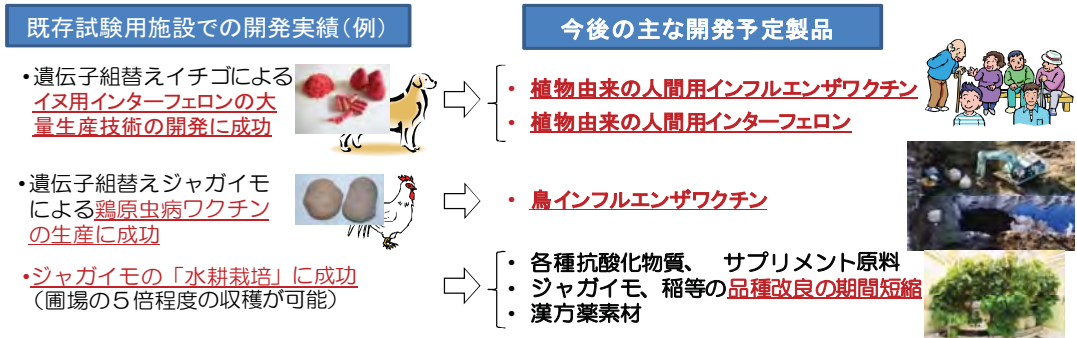
〈 特区で確立するバリューチェーン 〉



〈 バリューチェーンの活用例 〉



〈 食品試作・実証の先行事例 〉



〈 H F C 特区の運営 〉

A : H F C マネジメント組織は特区全体の方針や目標の策定、および PDCA により各事業の進捗管理を行う。
 B : 地域協議会は方針・目標を決定し、国への規制緩和と要望等について提案する。
 C : 各エリアは決定された方針や目標に基づき、事業を実施する。

